

# 運転記録証明書助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

## (目的)

第1条 本要綱は、会員事業者（以下「会員」という）における事業用自動車ドライバーの適正な管理を通じ事故防止に資するため、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書等の発行手数料の助成を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成金額)

第2条 秋田県トラック協会は、運転記録証明書、無事故無違反証明書の取得費用の一部として、次のとおり助成する。

運転記録証明書 500円

無事故無違反証明書 500円

2. 補助対象とする証明書は、秋田県自動車安全運転センターが発行するものとする。

## (実施期間)

第3条 事業の実施期間として、平成28年4月1日から平成29年2月末日までとする。

## (助成額の制限)

第4条 助成にあたって、事業用ドライバーとして選任している人数を対象とし、会費対象台数で求められる人員を年度内の上限として助成する。

2. 事業実施期間でも、予算額に達した場合は終了とする。

## (支払い及び請求方法)

第5条 会員は、同証明書の発行を希望する場合は、自動車安全運転センターに現金を添えて申し込み、領収書を受領すること。

その領収書の写しを添え、運転記録証明書等実績報告書（運転記録証明書等発行手数料助成金請求書）により、秋田県トラック協会に請求する。

## (助成金の支払い)

第6条 秋田県トラック協会は、会員から運転記録証明書等実績報告書（運転記録証明書等発行手数料助成金請求書）が提出された場合には、速やかに

精査し、適正と認められる場合は月毎に整理し、当該会員に期日を定めて支払いを行う。

《附則》

1. この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
2. 平成20年5月16日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成21年5月14日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成22年5月20日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成23年5月24日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
7. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
8. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
9. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
10. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。